

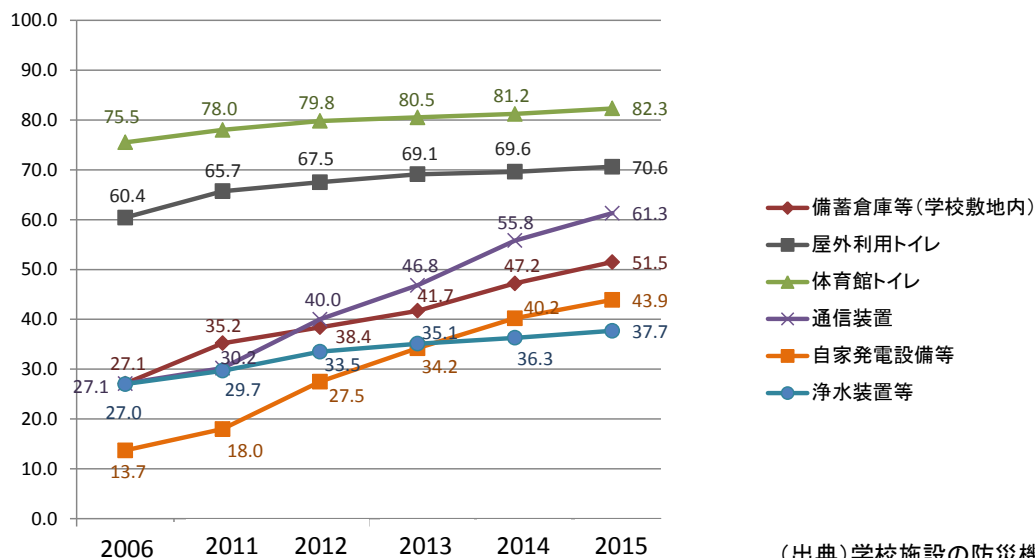
19. 防災関係施設・設備の整備状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている公立学校の数・割合(2015年5月現在)】

学校種別	全学校数(校)	避難所指定 学校数(校)	割合(%)
小・中学校	29,851	28,177	94.4
高等学校	3,593	2,640	73.5
中等教育学校	31	20	64.5
特別支援学校	1,039	409	39.4
合計	34,514	31,246	90.5

【学校の防災関係施設・設備の整備割合の推移】



(出典)学校施設の防災機能に関する実態調査(国立教育政策研究所)

20. 公立学校施設の耐震化の状況

公立小・中学校の耐震化は平成27年度予算事業実施後、おおむね完了予定。

「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成27年4月1日)」

校舎等の耐震化 (公立小中学校)

○ 耐震化率: **95.6%** (前年度 92.5%)

○ 耐震性がない建物

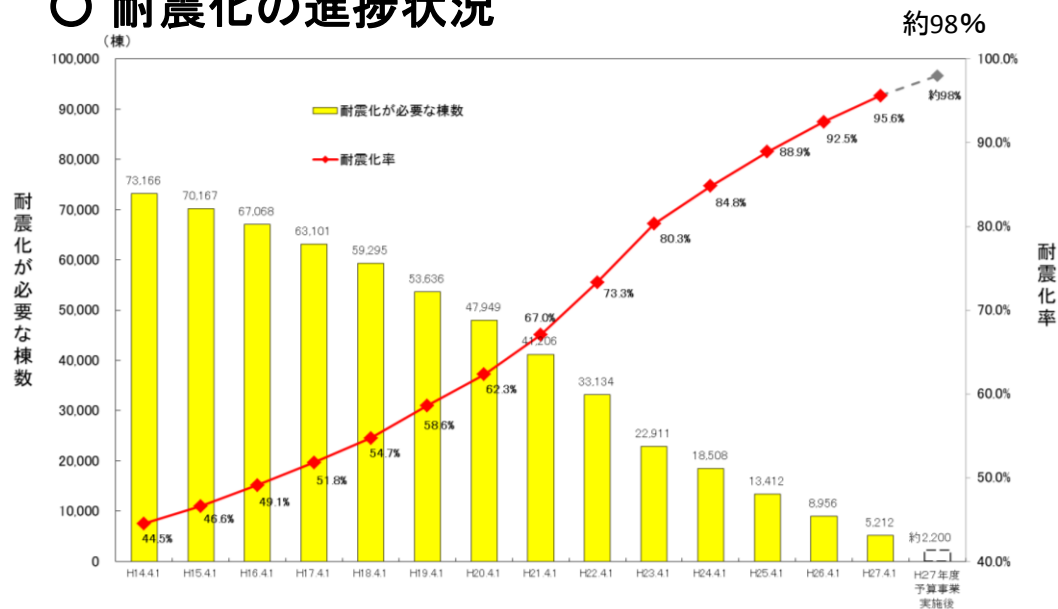
(耐震診断未実施の建物を含む): **5,212棟**
(前年度 8,956棟)

● このうち、倒壊の危険性が高い施設
(Is値0.3未満): **814棟**
(前年度 1,254棟)

○ 各自治体の耐震化の状況

	平成26年度	平成27年度
耐震化率100%達成	1045自治体 (58.7%)	1200自治体 (67.4%)
耐震化未完了	735自治体 (41.3%)	580自治体 (32.6%)

○ 耐震化の進捗状況



《平成27年度予算における耐震化の進捗》

学校の統合や震災の影響等、各地方公共団体の個別事情により耐震対策が遅れているものを除き、耐震化をおおむね完了(約98%)

吊り天井などの非構造部材 (公立小中学校)

○ 吊り天井について

対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等: **4,849棟** (全棟数33,392棟の14.5%)

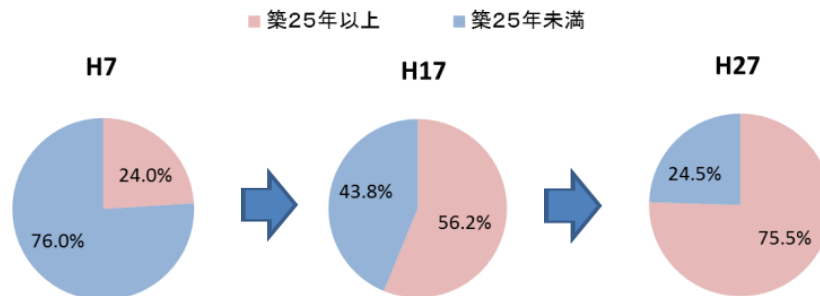
○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率: **93.0%** (前年度 89.6%) 対策実施率: **64.5%** (前年度 58.6%)

21. 公立学校施設の老朽化の状況

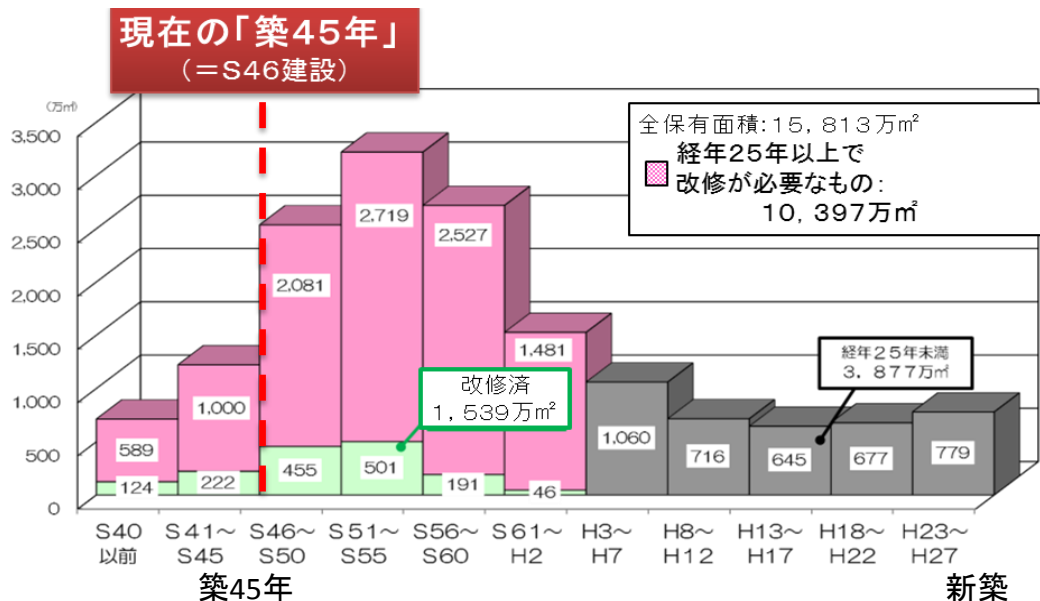
これまで学校耐震化を最優先に進めてきたが、その一方で、教育面や安全面・機能面で老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加。第2次ベビーブーム期にあわせて建築された学校が、今後「築45年」を迎え（現在の平均的な改築時期が築45年）、老朽施設ストックの更新時期が一斉に到来。

【築25年以上経過した学校施設がこの20年で急増】



※ 保有面積中の築25年経過した学校施設の割合を記載

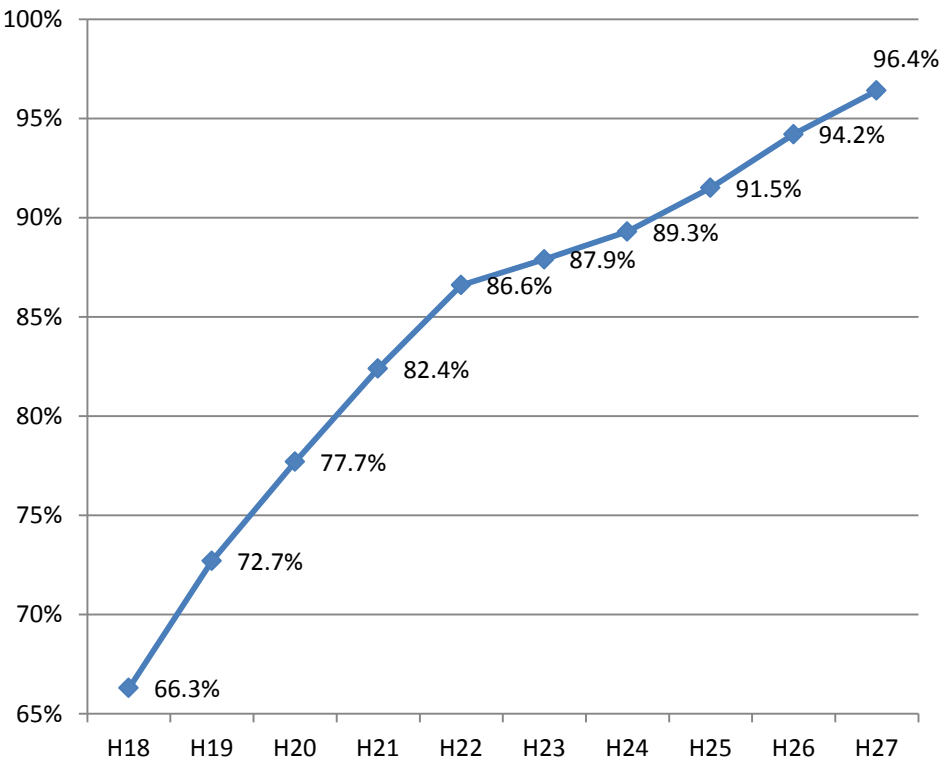
【建築年代別の学校施設(平成27年5月1日現在・公立小中学校)】



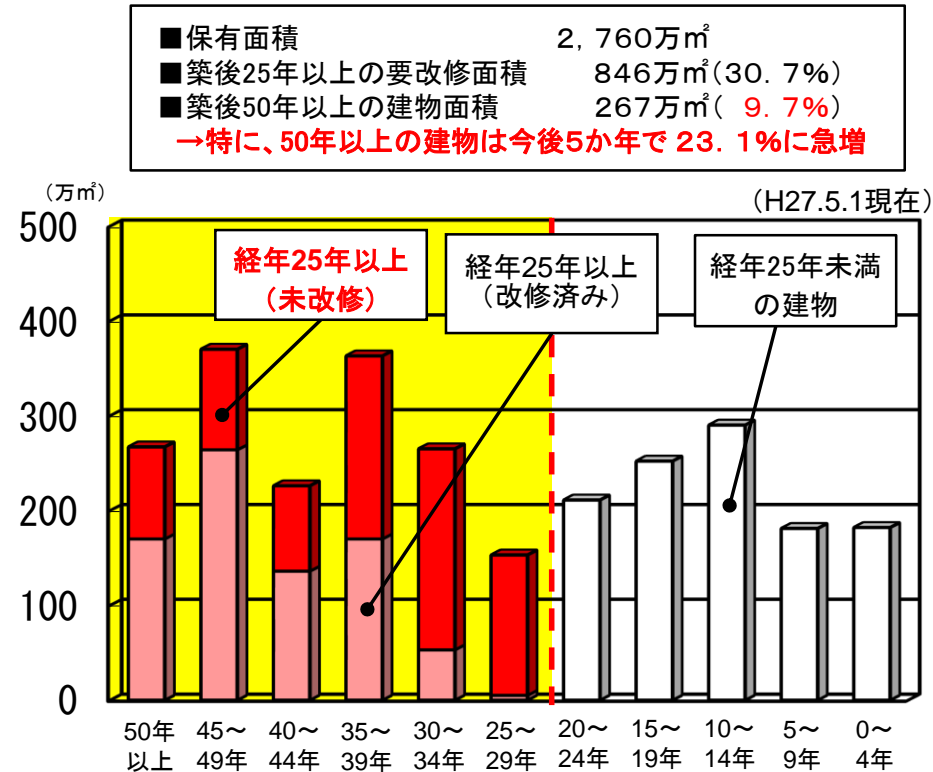
22. 国立大学法人等施設の耐震化・老朽化の状況

国立大学等の施設は、昭和40年代から50年代に整備された施設が多く、耐震対策を優先的に進めてきた結果、施設の老朽化が進行し、安全面・機能面に深刻な課題がある。

【耐震化の状況】



【老朽化の状況】



23. 私立学校施設の耐震化の状況

私立学校施設の耐震化は大幅に遅れている状況であり、耐震化の一層の促進が課題。

校舎等の耐震化(私立学校)

幼稚園・高校等

○耐震化率：83.5%

→ 公立小中学校と比べ12.1ポイントの遅れ

○耐震性がない建物：3,382棟

※耐震診断未実施の建物を含む

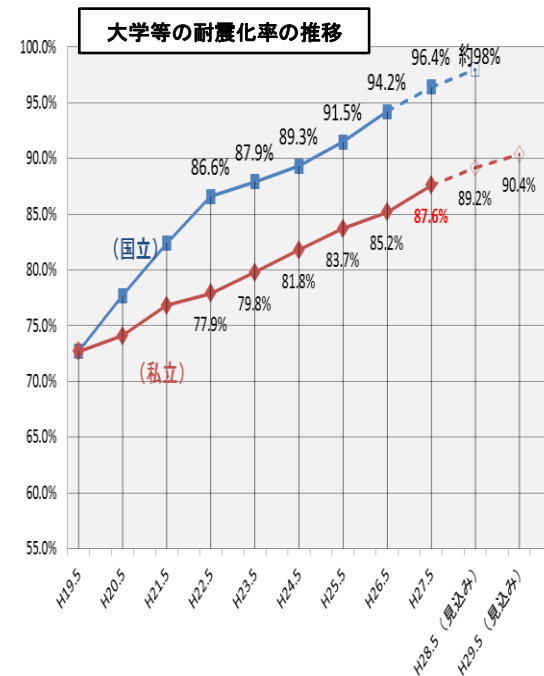
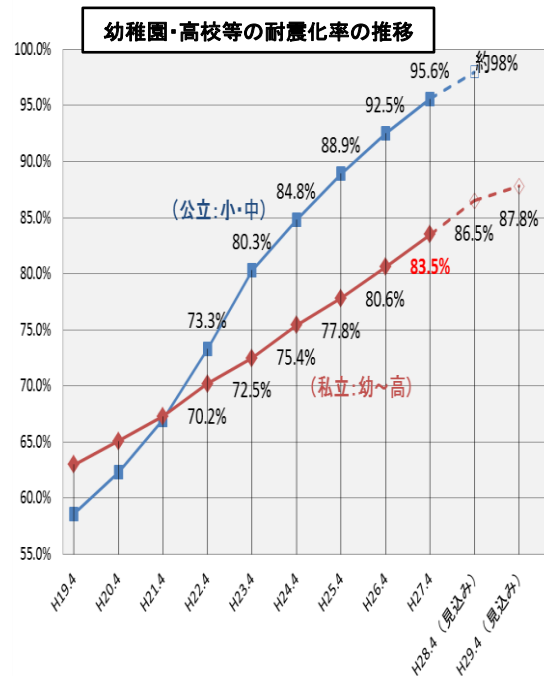
○耐震診断実施率：76.3%

大学等

○耐震化率：87.6%

→ 国立大学と比べ8.8ポイントの遅れ

○耐震診断実施率：81.7%



吊り天井などの非構造部材(私立学校)

幼稚園・高校等

○耐震点検の実施率：65.7%

○全学校における耐震対策の実施率：50.2%

○落下防止対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数：1,204棟
(全棟数1,805棟の66.7%)

大学等

○耐震点検の実施率：63.6%

○全学校における耐震対策の実施率：58.6%

○落下防止対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数：1,332棟
(全棟数2,660棟の50.1%)

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

平成24年度に全国で実施した通学路の緊急合同点検結果に基づき、関係機関が対策を進めているところですが、平成26年度末時点の対策の実施状況を以下のとおり取りまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成26年度末時点)

	箇所数	うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	66,404
教育委員会・学校による対策箇所	29,586	29,107
道路管理者による対策箇所	45,060	38,977
警察による対策箇所	19,715	18,939

※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。また、各実施機関による対策箇所数は、前回取りまとめ時点から一部変更されている。

※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

- ・ 緊急合同点検実施学校数 20,160 校
- ・ 緊急合同点検実施箇所数 80,161 箇所
- ・ 対策必要箇所 74,483 箇所

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況について

第1. 調査の概要

平成25年12月6日に、文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において示した、各地域における推進体制の構築や基本的方針の策定について、平成26年度末時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査をした。

第2. 調査対象

市町村教育委員会

第3. 調査結果

1 推進体制の構築（全国1,741市町村）

構築している	1358
構築していない	383

2 私立学校の参加状況（推進体制を構築している1358市町村）

参加している	20
参加していない	1338

3 プログラムの策定状況（推進体制を構築している1358市町村）

策定している	1078
策定していない	280

4 プログラムの公表状況（プログラムを策定している1078市町村）

公表している	754
公表していない	324

5 プログラムの策定予定（プログラムを策定していない280市町村）

平成27年度中	185
未定	95

6 推進体制の構築予定（推進体制を構築していない383市町村）

平成27年度中	285
未定	98

- 7 推進体制を構築しない理由（推進体制の構築時期未定の98市町村）
- 学校、道路管理者、警察が各自で対策を行っているため（49）
 - その他（24）
（スクールバスを利用している、学校の統廃合が予定されている等）
 - 人的な理由により構築することは困難なため（14）
 - 推進体制を構築する手続が複雑で、早期の構築は困難なため（9）
 - 通学路に特化した推進体制の構築は困難なため（2）

学校事故対応に関する指針〔概要版〕

趣 旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26～27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事件事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した「事故」を対象

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

(事故発生直後の対応)

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施
(初期対応時の対応)
- 学校の設置者等への事故報告、支援要請
【対象となる事故】死亡事故及び
治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
【報告先】<公立学校> 学校の設置者
市区町村立学校(指定都市立学校を除く。以下同じ。)の
事案の場合は都道府県教育委員会に報告
死亡事故については、国まで一報を行う(以下同じ。)
<国立学校> 学校の設置者
<私立・株立学校> 必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校
設置会社担当課(以下「都道府県等担当課」という。)に
事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応
(初期対応終了後の取組)
- 詳細調査の実施

3. 調査の実施

《基本調査》

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- 調査対象と調査の実施主体
【調査対象】死亡事故(死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき)
【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施
- 基本調査の実施
 - ・ 関係する全教職員からの聴き取り(調査開始から3日以内を目途に終了)
 - ・ 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り
 - ・ 関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
 - ・ 学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

《詳細調査への移行の判断》

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断
私立・株立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
 - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

《詳細調査》

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体：
 - ＜公立学校＞ 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - ＜国立学校＞ 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - ＜私立・株立学校＞ 死亡事故等が発生した場合であって、学校法人や学校設置会社の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成
※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
 - ①基本調査の確認
 - ②学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる
(公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議)
※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告
(学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供)
調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合は都道府県等担当課を通じて) 国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県等担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
 - ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣
(事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

6. 他の指針との関係について

以下に示す案件については、個別の案件の実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、当該事案が発生した際には、第一義的には、以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、当該指針等に記載のない対応については、本指針を参考とすること。

○幼稚園及び認定こども園における事故

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)

※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ適切な対応が行われること。

○児童生徒の自殺

- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）
(平成26年7月 文部科学省)
- ・いじめ防止基本方針（平成25年10月 文部科学省）※いじめが背景に疑われる場合

○学校給食における食物アレルギー事故

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
(平成27年3月 文部科学省)

(参考URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm)

「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生後の取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事件事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査 への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

26

学校健康教育行政の推進に関する取組状況調査について（概要）

（平成25年度実績）

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（平成26年5月1日現在で設置されている学校）の平成26年3月末時点の対応状況である。

- ※「小学校等」とあるのは、特別支援学校の小学部、「中学校等」とあるのは、特別支援学校の中学部、「幼稚園等」とあるのは、特別支援学校の幼稚部を含む。
- ※（ ）内は、前回調査（H23年度）の数値であり、数値が入っていない項目は今回から調査を実施したものである。

【学校安全計画策定状況と内容の充実について】

- 1 学校安全計画を策定している学校の割合 94.9%
(95.7%)
- ① 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、学校の施設及び設備の安全点検の内容を盛り込んでいる学校の割合 99.0%
(99.1%)
- ② 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、安全指導の内容について盛り込んでいる学校の割合 99.5%
(99.4%)
- ③ 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、職員の研修等の内容について盛り込んでいる学校の割合 87.3%
(93.2%)
- ④ 学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、同計画の検証を行った学校の割合 92.2%
(94.3%)
- ⑤ 学校安全計画を策定している学校の内、校務分掌中における同計画を推進するための中核となる教職員の割合

校長	教頭・副校長	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	その他の教諭	講師	用務員	その他
43.9%	63.5%	14.9%	22.5%	33.5%	56.1%	1.5%	3.0%	3.9%
(19.4%)	(36.5%)	(8.8%)	(6.9%)	(16.4%)	(32.8%)	(1.0%)	(0.9%)	(2.5%)

- ⑥ 学校安全計画を策定している学校の内、同計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合 79.2%

- 2 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合 98.1%
- ① 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の内、支障となる事項があった学校の割合 48.5%
- ② 支障となる事項があった学校の内、自身で改善を図るための措置を講ずることのできない事項があった学校の割合 61.8%
- ③ 自身で改善を図るための措置を講ずることができなかった学校の内、改善を図るための措置を講ずることができない事項について、設置者へ申し出た学校の割合 98.7%

- 3 通学路の安全点検を実施した学校の割合 85.0%
- ※参考 小学校 99.0%
- 中学校 92.3%

- 4 児童生徒等に、通学路の安全マップを作成させている学校の割合 45.8%
- ※調査対象 幼稚園等を除く。
- ※参考 小学校等及び中学校等 51.4% (85.1%)

- 5 学校安全に関する指導について、指導している教育活動の時間
- ※調査対象 幼稚園等を除く。

	教科	総合的な学習の時間	学校行事	児童会等	学級活動	その他
生活安全	43.0 % (56.0 %)	29.7 % (40.8 %)	70.9 % (62.5 %)	22.7 % (43.1 %)	83.9 % (70.4 %)	13.1 % (20.5 %)
災害安全	48.7 % (52.3 %)	31.5 % (36.7 %)	81.9 % (68.2 %)	14.8 % (25.3 %)	78.7 % (66.7 %)	12.1 % (18.1 %)
交通安全	40.9 % (47.1 %)	28.7 % (38.8 %)	75.9 % (66.6 %)	23.1 % (37.4 %)	83.5 % (69.2 %)	14.8 % (20.8 %)

- 6 安全確保のための登下校方策を実施した学校の割合 91.1%
- ※調査対象 高等学校等を除く。
- ※参考 幼稚園等及び小学校等 97.9% (96.0%)
- 集団登下校を実施した学校の割合 35.6%
- ※参考 幼稚園等及び小学校等 44.0% (48.1%)
- 保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した学校の割合 78.0%
- ※参考 幼稚園等及び小学校等 85.4% (87.4%)

- スクールバスによる送迎を実施した学校の割合 28.5%
 ※参考 幼稚園等及び小学校等 31.4% (33.2%)
- 7 職員に対する校内研修の実施や校外研修への派遣を行った学校の割合 93.1%
 (87.9%)

【危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定状況について】

- 8 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定している学校の割合 95.5%
 (92.5%)
- ① 危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルに盛り込んでいる3領域の割合
- | | |
|------|---------------|
| 生活安全 | 92.5% (89.3%) |
| 災害安全 | 97.3% (90.3%) |
| 交通安全 | 68.5% (77.7%) |
- ② 危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルに、事件事故災害発生後における児童生徒等とその家族への対応方策や事実経過の確認方法等について盛り込んでいる学校の割合 89.4%
- ③ 危機管理マニュアルを策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、同マニュアルの検証を行った学校の割合 87.9%
 (95.5%)
- ④ 危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルを保護者に周知している学校の割合 46.7%
- 9 津波浸水区域に所在する学校の割合 7.8%
- ① 津波浸水区域に所在する学校の内、津波被害を想定した危機管理マニュアルを策定している学校の割合 91.4%
 (76.7%)
- ② 津波浸水区域に所在する学校の内、津波被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合 91.5%
 (77.2%)
- 10 UPZ内（緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね30km）に所在する学校の割合 4.9%
- ① UPZ内に所在する学校の内、原子力被害を想定した危機管理マニュアルを策定している学校の割合 66.9%

- ② U P Z内に所在する学校の内、原子力被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合 31.9%

【地域の関係機関との連携について】

- 11 児童生徒等の安全の確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議を開催している学校の割合 85.3% (76.3%)
- 12 学校警察連絡協議会の場を活用した学校安全における連携体制を整備している学校の割合 63.3% (60.7%)
- 13 通学路の安全の確保を図るため、関係機関等（教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）と連携を図っている学校の割合 86.6%
- ※参考 小学校 99.2% (98.9%)
中学校 94.5% (92.8%)

【学校の安全管理の取組状況について】

- 14 学校内外において、地域のボランティア等による巡回・警備が行われている学校 69.8% (69.1%)
- 15 学校敷地内への不審者侵入防止のための対応（門の施錠、防犯カメラの設置等）や校舎内への不審者侵入防止のための対応（来校者にリボンや名札等を着用させる等）をとっている学校の割合 96.7% (95.6%)
- 16 学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応（教職員等による敷地内の巡回等）や学校へ不審者が侵入する等の緊急時に備えた対応（通報システムの整備等）をとっている学校の割合 97.5% (94.9%)
- 17 防犯のために備えている設備や備品

○ 防犯監視システム

防犯カメラ	センサー	インターホン	認証装置	その他
41.5%	38.0%	60.7%	5.4%	11.9%
(37.3%)	(43.3%)	(53.1%)	(6.5%)	(15.8%)

○ 通報システム

校内緊急通話システム	警察との連絡システム	警備会社との連絡システム	防犯ベル・防犯ブザー	携帯型押しボタン	その他
39.6%	35.5%	70.6%	48.9%	8.6%	5.1%
(64.4%)	(41.6%)	(69.6%)	(50.3%)	(12.0%)	(8.3%)

○ 安全を守るための器具

さすまた	盾	催涙スプレー	ネット	杖	その他
83.8%	5.1%	17.5%	10.5%	9.6%	10.7%
(80.9%)	(6.4%)	(19.8%)	(11.8%)	(14.7%)	(13.1%)

- 18 防犯ブザー（防犯ベル等）を児童生徒等へ配布している学校の割合 39.1%
(41.0%)
※参考 小学校 81.9% (82.1%)
中学校 14.8% (21.8%)
高等学校 4.3% (7.9%)
- 19 警備員（夜間警備、ボランティアによる巡回は除く。）を配置している学校の割合 9.3%
(12.1%)
- 20 児童生徒等の熱中症予防のための対策をとっている学校の割合 97.9%
- 21 被災時に児童生徒等が学校に待機することを想定して備蓄を行っている学校の割合 72.0%
(64.2%)
- 22 学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局、地域住民等との間にあらかじめ連携体制が図られている学校の割合 61.6%
(50.1%)
※調査対象 避難所に指定されていない学校も含む。
※参考 公立小学校 81.0% (68.0%)
- 23 災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校の割合 79.4%
(70.8%)
※参考 公立小学校 89.6% (83.0%)
公立中学校 74.0% (61.1%)
公立高等学校 54.0% (35.3%)
- 24 緊急地震速報受信システムを設置又は平成26年度内に設置を予定している学校の割合 40.6%
(25.0%)
- 25 学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家（退職した校長等）との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合 31.3%
(22.9%)
- 26 防災訓練（避難訓練を含む。）を実施した学校の割合 99.5%

27 自動体外式除細動器（AED）を設置又は平成26年度内に設置を予定している学校の割合 92.2%
(88.8%)

① 自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の内、日常的に点検している学校の割合 98.5%
(97.9%)

28 児童生徒等を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合 50.0%

※調査対象 特別支援学校及び幼稚園を除く。

※参考 中学校 65.8%

高等学校 75.6%

29 教職員を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合 89.9%

【教職員への研修について】

30 教職員への研修（「学校安全教室推進事業」以外の単独事業）を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合 82.1%

※参考 都道府県教育委員会 85.1%（89.4%）

指定都市教育委員会 75.0%

【学校安全のために指導的役割を果たす者について】

31 防犯の専門的な知識・技能を有する者や警察OB等で、学校や通学路における子供の安全確保のために、学校や学校安全ボランティアの活動に対する指導等を行っている人の数 3,809人
(3,019人)